

「体罰」再考

岐陽高校事件

1985年5月、ひとりの高校生が死亡します。

原因は、教師による体罰でした。

研修旅行の際、規則に違反してヘアードライヤーを持ってきた生徒に担任の教師が殴る、蹴るの体罰を加え、生徒を急性循環不全によって死亡させたのです。いわゆる「岐陽高校事件」です。

この事件が学校教育に与えた影響は少なくありません。

それまでも体罰は禁止されていました。しかし程度の差こそあれ、実際には現場で体罰が行われていたのも事実でした。他人のことは言えません。私も当時は、体罰を加えたことがありました。

しかし、体罰は場合によっては子どもを死亡に至らしめる可能性さえ持っているのです。

そうでなくても、体罰は体だけでなく子どもたちの心も傷つけます。「暴力」を是とする価値観も植え付けます。

岐陽高校事件を契機に、あらためて体罰は教育上あってはならないものという認識が広がっていきました。

この事件を受けて同年6月、文部省（当時）は体罰禁止の徹底をはかる通知を全国の都道府県教委などに送ります。法務省も「体罰は人権侵害である」という見解を公にします。

1990年に、兵庫県で遅刻指導の際に鉄の門扉に挟まれた生徒が死亡した高塚高校校門圧死事件が起きると、単に物理的な体罰だけでなく、行き過ぎた「校則」や管理主義教育への批判が全国に広がっていくこととなります。

騒然たる教育論議

もちろん学校の現実には決して簡単ではありません。

「荒れた」学校現場で教職員がどんなに悩み呻吟しているか、それは言葉につくせません。

そのような中では体罰による秩序維持の“即効性”に頼りたい気持ちも生まれてきます。

ただ、こんな歴史も振り返ってみたいのです。

学校がいちばん「荒れて」いたのは、1970年代の後半から80年代にかけてでした。

このころ、全国の学校を校内暴力や暴走族行為、シナーの吸引など「非行」の嵐が吹き荒れました。

「3年B組金八先生」の放送が始まった頃、といえれば思い出していただけるでしょうか。それは、もはやひとつの社会現象でした。

当時、私の中学校でも毎日のように「事件」が起きました。ガラスが割られ、校内で消火器がまかれるなどの事件が頻発しました。

教師に対する暴力も起きます。私もこの時期、生徒に殴られて前歯を折られる経験をしています。

でも、この嵐の時代を当時の学校はどう乗り越えたのでしょうか。

当時全国PTA協議会を中心に、高校生のオートバイ取得をめぐる「3ない運動」というとりくみが進められていました。「免許を取らない」「乗らない」「買わない」という指導は学校の役割とされました。

規制によって学校の秩序を保とうとする考え方です。

でも、それは効果を生みませんでした。オートバイの所持禁止や免許証の「取り上げ」はますます学校と生徒との関係を悪化させ、対立は深まるだけでした。

この中で、神奈川は異例の方針転換をします。

教育者でもあった当時の長洲一二知事が中心となって、「騒然たる教育論議」という提案を行ったのです。

教育をとりまく今日的な難問は、豊かさを追求する中で対応が不十分であったために生じた「心のひずみ」ともいうべきものであり、単に学校や行政の努力だけでは解決しえないものである。解決のためには、何より子どもたちを一番知っている親と教師、そして地域のおとなたち、さらに学識者の方々が、今日の教育問題について目の色を変えて論議を重ね、手をたずさえて新しい知恵と工夫を持ちよることこそ本質でしょう。

（神奈川県教育懇談会「翔べ！ 神奈川の子どもたち」より）

これを受けて神奈川は「3ない運動」を中止します。所持の禁止ではなく、正しい乗り方の指導をすべきではないのか。学校だけに生徒指導をゆだねるのでは

なく、家庭や地域もともにその役割を担うべきではないのか。

そして「管理」ではなく、子どもたちがその心の内に秘めている悩みに寄り添い、ともに考えていく教育こそめざすべきではないか……



神奈川の「ふれあい教育運動」が提起されたのです。

藤沢の中学校の試み

藤沢でも、「荒れる」生徒たちの現実に対してさまざまな試みが生まれました。

大清水中学校は制服を廃止し、校則をできるだけ簡略化します。「規則」ではなく、生徒ひとり一人が自ら判断できるように育てよう。教師も「規則だから」ではなく、自分の言葉で子どもたちに向き合おう。

簡単なことではありませんが、「自由と責任」はいまでも大清水中学校の教育理念となっています。

秋葉台中学校はもっとも学校が荒れた時期、校内研究のテーマにあえて「人権教育」を選びます。その報告書は冒頭、こんな文章から始まります。

シンナー、タバコの吸引、無断外泊・家出、対人・対物暴力行為を当然の如くに行ってしまうに至った子どもたちは、一般には「荒れ」「非行」として片付けられてしまっていた。その陰で、彼らは胸の内に秘めた真の理由を「荒れ」「非行」と呼ばれる行為を示すことによって、教師に訴えてきた。

……もっとも大切なことは、問題を抱えた子供たちを見守っていく場が、学校・学級にこそあるべきであり……我々は、これを理想として捉えるのではなく、現実の達成目標として、つねに努力していかなければならないと考える。

藤沢市内のどの学校でも、こうした論議が進められていきました。

「『問題児』ではなく、『問題提出児』なのだ」という提起も生まれます。

それは、「教師にとって『困った子』ではなく、子どもの『困りごと』」に寄り添い、支援していこう」という支援教育の理念の源流と言えるかもしれません。

あの困難な時代を、学校や教師たちは、けっして「力」で乗り越えたわけではなかったのです。

「個人の問題」なのだろうか

いま、藤沢の学校教育は厳しく問われています。

この一年間に市教委が開いた「不祥事」での記者会

見は、6回に及びます。県内でも異例の多さです。

2月の市議会では、一連の「不祥事の頻発」について厳しい追及が行われることは避けられないでしょう。

ただ、私たちの中にそれらの「不祥事」を「特定の個人の問題」として片付けてしまう傾向はないでしょうか。

もちろん、「たったひとりの極端な事例で、全体に問題があるように言わないでほしい」という気持ちは当然です。でも、こうは考えられないでしょうか。

岐陽高校事件で問われたのは、事件ははたして「個人の問題」だったのだろうか、という点でした。

岐陽高校では当時、体罰による厳しい生徒指導を当然とする雰囲気一般的でした。自分は体罰を加えなくても、生徒指導を強面の教師に「ゆだねる」ことで自らは手を染めずにいる教師もいました。

そうした構造の中で「ひとり」の教師が事件を起こしたのだとしたら、それは「個人だけの問題」ではないはずです。岐陽高校事件ではそれが問われたのです。

では、私たちはどうでしょうか。

必ずしも、物理的な体罰だけではありません。子どもたちの思いを顧みない言動による一方的な指導を、私たちは行っていないでしょうか。

「小学校の『学級王国』、中学校の『部活王国』」という言葉があります。狭い世界の中で指導を行いがちな教師の独善を戒める言葉です。

その壁を越えて、子どもへの見方、授業や指導のあり方を教職員集団が論議し、戒め合い、共有化できているでしょうか。

誰かを責めているわけではありません。

「個人の問題」にしてしまえば、この機会を逆に活かし、より豊かな教育の実現につなげることができなくなってしまいます。それでは何も生まれないのです。

「力」では変わらない

一方、こうした「不祥事の頻発」を見て学校の「ゆるみ」を指弾し、居丈高に厳しい処罰や管理統制を求める動きも一部にはあります。

もちろん、それぞれの事例についての厳しい反省は必要です。ですが、禁止事項の通達による「べからず集」づくりだけでは、現場は萎縮して豊かな教育の創造にはつながりません。

本当に必要なのは、真摯な反省をふまえた上で「ひとり一人の児童・生徒に寄り添う教育を進めよう」という積極的な教育論議を進めることだと私は思います。

「力」で、子どもたちは変容しません。

そして、「力」で豊かな教育実践は生まれません。だからこそ、「体罰」もあってはならないのです。